銀行 Pay 取引規定

銀行 Pay 取引規定（以下「本規定」といいます。）には、商品、サービスおよび権利の代金支払のために、銀行法施行規則に定める電子決済等代行業再委託者(以下「再委託者」といいます。)であるトヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下「アプリ運営会社」といいます。）が提供・運営する所定のアプリケーションサービス（以下「TOYOTA Wallet」といいます。)を通じ、加盟店（第４条で定義します。）での取引代金を銀行口座即時引落機能により支払うにあたり（TOYOTA Wallet を通じて取引代金を銀行口座即時引落により支払うことができる機能を、以下「銀行 Pay」といいます。)、銀行 Pay の利用者（以下「利用者」といいます。）からの指図をアプリ運営会社を通じて、利用者の預金口座から代金の引落を行い、銀行口座即時引落機能を提供する銀行との間で発生する権利義務関係等が定められています。本規定では、利用者が熊本銀行（以下、「当行」といいます。）の預金口座を代金引落し口座として利用した取引について定めており、銀行 Pay の利用に際しては、本規定の全文をお読みいただいた上で、本規定に同意いただく必要があります。

第１条（適用範囲）

１．利用者は、銀行 Pay に係る代金を当行に開設した口座からの引落により支払うことを当行に依頼することについて、本規定の内容に従うものとします。

２．利用者は、本規定のほか、当行が定める資金移動に関する API サービス規約、または口座振替規約等（規約等の名称は異なる場合があります。）に同意するものとします。

第２条（引落依頼の受付開始時期）

当行は、利用者が第３条第１項および第２項に規定する口座連携手続が完了した時点以降、第４条第１項に基づき引落依頼を受け付けます。

第３条（口座連携手続）

１．預金者は、TOYOTA Wallet の登録を行い、アプリ運営会社の銀行 Pay に係る規約および当行の本規定に同意することで、銀行 Pay の利用に係る申込みをします。預金者は、銀行 Pay の利用に係る申込みにあたり、当行の普通預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等を入力し、銀行 Pay 取引（次条で定義する加盟店が行う、商品の販売または、サービスおよび権利の提供等の取引代金債務について、利用者が銀行 Pay により支払う取引をいいます。）に用いる普通預金口座（以下「引落指定口座」といいます。）を登録する必要があります。

２．当行は、利用者から受領した、引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等が、普通預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等と一致した場合、預金者本人による正当な操作とみなし、口座連携を受け付けます。

３.当行は､預金者本人による正当な操作があったものとして口座連携を受け付けた場合、引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があったとしても、それらによる損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第４条（引落依頼）

１．当行は、利用者が加盟店（利用者との間の取引代金の決済に銀行 Pay を利用することを本条第 3 項で定める加盟店銀行が認め、加盟店規約に同意した法人、個人事業主または団体をいいます。）での商品､サービスおよび権利に係る取引代金の決済において、アプリ運営会社が認める方法により、利用者本人によるものとして引落指図の伝達を受けた場合、それが偽造、変造、盗用、第三者によるなりすまし、その他の事故により、利用者本人による引落指図でなかった場合でも、当該引落指図が利用者本人により行われた有効なものとして扱います。また、これにより利用者に生じた損害について、第１４条第３項により当行が利用者に対して直接責任を負う場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

２.当行は､前項に規定する指図に基づき引落指定口座から支払資金を払い出したときは、その旨を利用者および加盟店に通知します。

３．銀行 Pay 取引が行われたときは､利用者により次の行為がなされたものとみなします。

①当行に対する引落指定口座からの取引代金相当額の預貯金の引落しの依頼

②加盟店から取引代金債権を譲り受け、または取引代金債権の回収の委託を受け、または取引代金債権の立替払いの委託を受ける銀行（以下「加盟店銀行」といいます。）に対して、取引代金債権に係る売買等取引に関する利用者の抗弁を放棄する旨の意思表示がなされたものとみなします。なお、当行は、当該意思表示を、加盟店銀行に代わって受領します。また、この場合の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買等取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買等取引の無効・取消し・解除、取引代金債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買等取引の不存在、取引代金債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他代金債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

４．利用者は、当行がアプリ運営会社からの引落依頼の伝達を正常に受け取れない場合や加盟店からの情報を正常に受け取れない場合には、理由の如何を問わず、銀行 Pay 取引を使えないことに同意します。

第５条（取引できない場合）

次の各号のいずれかに該当する場合、銀行 Pay 取引を行うことはできません。

（１）銀行 Pay に係るコンピューター、システムの点検または保守作業を行う場合

（２）通信回線の障害、不正アクセス、ハッキング等の事故その他の理由により TOYOTA Wallet または銀行 Pay の運営または提供ができなくなった場合
（３）地震、落雷、火災、風水害、停電、天変地異等の不可抗力により TOYOTA Wallet または銀行 Pay の運営または提供ができなくなった場合
（４）１日当たりまたは１か月当たりの利用限度額の範囲を超える場合
（５）加盟店ごとに定められた利用者１人が１日に利用できる限度額を超える場合
（６）購入する商品または提供を受けるサービス等が、加盟店が銀行 Pay 取引を行うことができないものと定めた商品またはサービス等に該当する場合
（７）残高不足その他の理由により、引落指定口座からの払出しができない場合
（８）アプリ運営会社または当行所定の時間帯以外の場合

第６条（銀行 Pay 取引の取消し）
利用者は、加盟店との合意に基づき、加盟店が加盟店端末から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文を当該銀行 Pay 取引が行われた当日中に受信した場合に限り、銀行 Pay 取引を取り消すことができるものとします。なお、この場合、引落指定口座への返金は、当行の翌営業日以降となります。

第７条（加盟店との紛議）
１．利用者は、銀行 Pay を利用して加盟店において商品を購入、およびサービス、権利等の提供等を受けるに当たっては、自己の判断と責任において、加盟店と取引するものとします。
２．利用者は、銀行 Pay を利用して加盟店から購入した商品または提供を受けたサービス、権利等に関する紛議その他加盟店との間で生じた一切の紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとします。
３．アプリ運営会社、加盟店銀行または当行が利用者と加盟店との紛議に関して必要な調査を実施し、利用者に対して帳票の提出、事実関係の聴取その他の協力を求めた場合、利用者はこれに協力するものとします。

第８条（暗号等および利用者端末の管理）
１．利用者は、TOYOTA Wallet を登録したスマートフォン等の利用者端末(以下「利用者端末」といいます。)を利用者以外の第三者に使用させてはなりません。
２．利用者は、利用者端末を紛失しまたは盗難にあわないよう自身の責任において厳重に管理します。万一、利用者端末を紛失しまたは盗難にあった場合は、直ちに利用の携帯電話会社等およびアプリ運営会社に連絡し、利用停止の手続をとるとともに、当行にも連絡するものとします。

３．利用者は、利用者端末がコンピューターウィルスや不正プログラムに感染しないようセキュリティ対策ソフトを導入する等のセキュリティ対策を行うものとします。万一、不正な動作を認識した場合は、直ちに利用の携帯電話会社等およびアプリ運営会社に連絡し、利用停止の手続をとるとともに、当行にも連絡するものとします。

第９条（利用者による利用停止等）

１．利用者は、銀行 Pay の利用停止または解約を希望する場合は、当行所定の手続を行うものとします。

２．利用者が、アプリ運営会社所定の手続により TOYOTA Wallet の利用を停止または解約をした場合、銀行 Pay の利用が停止され、または解約されるものとします。

３．前二項に定めるところにより、銀行 Pay の利用を停止した利用者が、銀行 Pay の利用を再開する場合、アプリ運営会社および当行に申し出るものとします。なお、銀行 Pay の利用再開の申出に際し、アプリ運営会社および当行は、当該申出をした者が利用者本人であることを確認するため、資料等の提示を求めることがあります。

第１０条（当行による利用停止等）

当行は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、利用者に通知することなく、銀行 Pay に係る口座連携を停止することがあります。また、この場合、当行は銀行 Pay に係る口座連携を解除することもできるものとします。

（１）６か月以上、銀行 Pay に係る引落依頼の伝達がないとき

（２）利用者を被相続人とする相続の開始があったことを当行が知ったとき

（３）引落指定口座が解約されたとき

（４）本規定その他当行との契約に違反したとき

（５）利用者が当行に届出した住所地あての郵便物が到達しなかった場合など、利用者との連絡が取れないとき

（６）利用状況等に鑑みて、当行が必要と認めたとき

（７）アプリ運営会社の規約に違反したとき

（８）システムの維持、取引の安全性の維持等に必要な場合

（９）銀行 Pay 取引の提供を継続することが困難であると認められる相当の事由が生じたとき

第１１条（反社会的勢力の排除）

１．利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）

に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

（１）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（３）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（５）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または他の当事者の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３．当行は、利用者が暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行 Pay に係る口座連携を継続することが不適切であると判断した場合には、直ちに銀行 Pay に係る口座連携を解除することができます。また、当行は、これによって被った損害の賠償を請求できるものとします。

４．前項により口座連携を解除された場合、利用者に損害が生じた場合にも、利用者は当行に一切請求を行うことができないものとします。また当行は、利用者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第１２条（届出事項の変更）

１．利用者は、当行に届け出ている氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行に届け出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害について、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

２．当行が利用者に宛てて通知または書類を発送し、利用者が前項の届出を怠る等利用者の責めに帰すべき事由により当該通知または書類が延着しもしくは到達しなかった場合、または利用者がこれを受領しなかった場合、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第１３条（個人情報の収集・利用）

１．利用者（以下、本条においては、銀行 Pay の利用申込みをしようとするお客さまを含みます。）は、氏名・携帯電話番号・生年月日・メールアドレス等、利用者が引落指定口座の登録の際に登録した事項（なお、利用者が TOYOTA Wallet に会員登録し、引落口座設定の際に当行が受領する場合も含みます。）および銀行 Pay の利用履歴等の情報が、当行がインターネット上で公表する「個人情報の取扱いに関する同意条項」（公表場所は、別紙記載の当行所定の URL になります。）および下記で定めるところに従い、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用・第三者提供等されることに同意します。

（１）口座連携手続、利用停止・再開などの手続を行うに際し、利用者の氏名、生年月日など当該手続に必要な情報が、アプリ運営会社、当行および加盟店銀行の間で相互に提供されます。

（２）銀行 Pay を利用して銀行 Pay 取引の決済を行うに際し、銀行 Pay による決済情報や決済手段など当該銀行 Pay 取引の決済のために必要な情報が、アプリ運営会社、当行、加盟店銀行および加盟店の間で相互に提供されます。

（３）以下の各号のいずれかに該当する事象が発生した場合、アプリ運営会社、当行、加盟店銀行、加盟店および TOYOTA Wallet プライバシーポリシーで規定する決済サービス事業者等は、連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報およびその他の利用者の情報を相互に提供します。

①利用者の情報が流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合

②利用者の情報の不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合

③銀行 Pay に関してシステム障害が発生した場合、またはそのおそれがある場合

（４）上記の情報の相互提供は、電子決済等代行業者および銀行 Pay の運営の受託者その他の第三者を通じて行われることがあります。

（５）上記の規定により相互に提供した情報については、関連する手続、銀行 Pay 取引の決済、利用履歴の閲覧など銀行 Pay の利用に伴うサービスの提供に必要な範囲で利用いたします。

２．前項に加え、利用者は、銀行 Pay を利用することにより当行および加盟店銀行に蓄積される利用者に関する情報のうち、（１）に掲げる情報を、アプリ運営会社が（２）に掲げる目的で利用するために、アプリ運営会社に提供されることに同意します。

（１）提供する情報の範囲

①銀行 Pay 利用に関する決済情報（取扱番号（決済の度に発行され、利用者の取引内容を特定できる番号をいいます。）、購入金額、消費税額、支払状態、支払完了日時等）

②引落口座に関する情報（銀行コード種別、銀行コード、支店コード、口座科目、

口座番号上４桁等）

③銀行 Pay を利用した加盟店に関する情報（店舗 ID、店舗名、店舗電話番号等）

④利用者に関する情報（顧客 ID、顧客名、顧客名ふりがな、性別（任意項目）、生年月日）

（２）アプリ運営会社の利用目的

①TOYOTA Wallet プライバシーポリシー（「利用者情報の利用目的」）に定める利用目的を達成するため

②上記①および TOYOTA Wallet プライバシーポリシー（「利用者情報の共同利用」）に定める利用目的を達成するために必要な範囲で、アプリ運営会社のグループ会社と共同利用するため

③TOYOTA Wallet プライバシーポリシー（「利用者情報の第三者への提供」）に定める提供目的を達成するために必要な範囲で、利用者がアプリ運営会社所定の方法により TOYOTA Wallet に登録したトヨタ系販売店、レンタリース店その他のトヨタ関連施設に対して第三者提供するため

第１４条（免責）

１．TOYOTA Wallet の提供に関してはアプリ運営会社が責任を負うものとし、当行は責任を負わないものとします。

２．アプリ運営会社から利用者本人によるものとして引落依頼の伝達を受けた場合、当行は当該銀行 Pay 取引が利用者自身により行われたものとみなし、利用者端末の盗難、不正利用その他の事由により利用者以外の者によって行われた場合でも、次項の規定により当行が利用者に対して責任を負う場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

３．当行は、当行の責めに帰すべき事由によって誤払いまたは二重払い等が生じた場合、利用者の引落指定口座における誤払いまたは二重払い等の金額（引落指定口座に返還等がされた金額を控除します。）を引落指定口座に利息を付けずに返金します。当行は、当行に故意または重過失がある場合を除き、これを超える賠償責任を負わないものとします。

４．利用者は、前項に基づき返金を受ける場合であって、引落指定口座が解約されているときは、国内の金融機関に開設した利用者本人名義の普通預金口座の情報を当行所定の様式により通知するものとします。当行は、当該通知を受けた後速やかに当該普通預金口座への振込により利息を付けずに返金するものとします。

第１５条（権利の帰属等）

「銀行 Pay」の商標その他の銀行 Pay に関する一切の権利は、当行または当行が許諾を受ける権利者に帰属します。

第１６条（口座連携に関する取扱内容および規約の変更等）

１．当行は、利用者に事前に通知することなく、銀行 Pay による口座連携の取扱いの変更等を行うことができるものとします。

２．当行は、本規定の変更を必要とする相当の事由があると判断した場合には、当行のホームページへの掲載その他の当行が相当と認める方法により変更内容を公表することにより本規定を変更できるものとし、変更後の本規定は公表の際に定める１週間以上の期間を経過した日から適用されるものとします。利用者は、公表された変更内容に同意しない場合には、当行が公表の際に定める１週間以上の期間内にその旨を当行に通知するものとします。当該期間内に当行が利用者から変更に同意しない旨の通知を受領しなかった場合または当該期間の経過後に利用者が銀行 Pay 取引を利用した場合には、利用者は変更に同意したものとみなします。また、当行が利用者から変更に同意しない旨の通知を受領した場合には、当行は、事前に通知することなく、本契約を解除することができるものとします。

３．当行は、法令の定めにより本規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続により本規定を変更することができるものとします。

第１７条（規定の適用関係）

本規定と利用者が別途同意する API サービス利用規約または口座振替規約等の内容が抵触する場合、本規定が優先的に適用されます。

第１８条（本規定に定めのない事項）

本規定に明示されていない事項等については、アプリ運営会社、当行および利用者が誠意をもって協議の上解決するものとします。

第１９条（合意管轄裁判所）

本規定に基づく利用者と当行との権利義務に関する一切の紛争は、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第２０条（準拠法）

本規定に関する解釈は全て日本法が適用されるものとします。

別紙（第１３条関係）

「個人情報の取扱いに関する同意条項」掲載場所 URL

・株式会社熊本銀行

https://www.kumamotobank.co.jp/privacy/riyoumokuteki/index.html

（２０２５年６月１８日改定）